Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約約款

令和5年7月24日

KDDI 株式会社

目次

第	章 総則	3
	第1条 約款の適用	
	第2条 約款の変更	3
	第3条 用語の定義	3
第	2章 Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの種	
	第4条 Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの種類	
第	3章 Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの品	
	第5条 Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの品目等	7
第	I章 Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの提	
•	第6条 Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの提供区間.	
	第7条 Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの提供区域.	
笙	5章 GlobalSASE ゲートウェイ契約	
713	第 8 条 GlobalSASE ゲートウェイ契約の単位	
	第 9 条 GlobalSASE ゲートウェイ契約の申込の方法	
	第 10 条 GlobalSASE ゲートウェイの申込の承諾	
	第 11 条 GlobalSASE ゲートウェイ契約の最低利用期間	
	第 12 条 GlobalSASE ゲートウェイの品目等の変更	
	第 13 条 I Pアドレスの数又は設定の変更等	
	第 14 条 GlobalSASE ゲートウェイ契約に基づく権利の譲渡の禁止	9
	第 15 条 GlobalSASE ゲートウェイ契約者が行う GlobalSASE ゲートウ	ェイ契約の
	解除	9
	第 16 条 破産等による GlobalSASE ゲートウェイ契約の解除	9
	第 17 条 当社が行う GlobalSASE ゲートウェイ契約の解除	10
	第 18 条 その他の契約内容の変更	10
	第 19 条 その他の提供条件	10
第	6章 Forti SASE契約	11
	第 20 条 Forti SASE 契約の単位	11
	第 21 条 Forti SASE 契約の申込の方法	11
	第 22 条 Forti SASE 契約の申込の承諾	11
	第 23 条 Forti SASE 契約の契約期間	11
	第 24 条 Forti SASE 契約の契約期間の更新	12
	第 25 条 ライセンスの数の追加	
	第 26 条 ライセンスの数の削減	
	第 27 条 その他の契約内容の変更	
	第 28 条 その他の提供条件	
第	7章 利用中止等	14
	第 29条 Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの利用中止	14
	第 30 条 Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの利用停止	14
笙	3章 通信利用の制限等	16

第 31 条	通信利用の制限等	16
第9章 料金	金等	17
第1節	料金及び工事に関する費用	17
第 32 条	料金及び工事に関する費用	
第2節	料金の支払義務	17
第 33 条	定額利用料の支払義務	17
第 34 条	工事に関する費用の支払義務	18
第 35 条	Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者に係る契約	內解除
料の支払	¼義務	18
第3節	料金の計算方法等	20
第 36 条	料金の計算方法等	20
第4節	割増金及び延滞利息	20
第 37 条	割増金	20
第 38 条	延滞利息	20
第10章 保	守	21
第 39 条	Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者の切分責	任. 21
第11章 損	害賠償	22
第 40 条	責任の制限	22
第 41 条	免責	22
第 12 章 附	帯サービス	23
第 42 条	附帯サービス	23
第 43 条	承諾の限界	24
第 44 条	利用に係る Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約	約者の
=: - =: -		
第 45 条	Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者の情報の	
tete i o Az		25
	Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者に係る情報	
用	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
	法令に規定する事項 閲覧	
料金表		. 28

第1章 総則

第1条 約款の適用

当社は、この Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約約款(以下「約款」といいます。)を定め、これにより Global SASE Platform Service by Fortinet サービスを提供します。

第2条 約款の変更

当社は、民法の定めに従い、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。当社は、変更後の本約款及びその効力発生時期を、当社の指定するホームページその他相当の方法で周知するものとし、変更後の本約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

2 当社は、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規 則」といいます。)第22条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更を行う場合、 個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページに提示します。

第3条 用語の定義

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設
	備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その
	他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
Global SASE Platform	主としてデータ通信の用に供することを目的としてイン
Service by Fortinetサービ	ターネットプロトコルにより符号、音響又は影像の伝送交
ス網	換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場
	所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設
	置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以
	下同じとします。)
Global SASE Platform	Global SASE Platform Service by Fortinet サービス網
Service by Fortinetサービ	を使用して行う電気通信サービス
ス	
Global SASE Platform	Global SASE Platform Service by Fortinetサービスに
Service by Fortinetサービ	関する業務を行う当社の事業所
ス取扱所	
GlobalSASEゲートウェイ契	当社から GlobalSASE ゲートウェイの提供を受けるための
約	契約
GlobalSASEゲートウェイ契	当社と GlobalSASE ゲートウェイ契約を締結している者
約者	
Forti SASE契約	当社から Forti SASE の提供を受けるための契約
Forti SASE契約者	当社と Forti SASE 契約を締結している者
Global SASE Platform	GlobalSASE ゲートウェイ契約又は Forti SASE 契約

0	
Service by Fortinetサービ ス契約	
Global SASE Platform	GlobalSASE ゲートウェイ契約者又は Forti SASE 契約者
Service by Fortinetサービ	
ス契約者	
特定事業者	セキュアアクセスサービスエッジ Fort i SASE 社
第4種IPVPNサービス	当社のデジタルデータサービス契約約款に定める第4種
	IPVPNサービス
ワイドエリアバーチャルス	当社のワイドエリアバーチャルスイッチサービス契約約
イッチサービス	款に定めるワイドエリアバーチャルスイッチサービス
取扱所交換設備	電気通信回線を収容するために Global SASE Platform
	Service by Fortinet サービス取扱所に設置される交換設 備
特定取扱所交換設備	第4種IPVPNサービス又はワイドエリアバーチャル
	スイッチサービスに係る電気通信回線を収容するために
	第4種IPVPNサービス又はワイドエリアバーチャル
	スイッチサービス取扱所に設置される交換設備
利用契約回線	取扱所交換設備と特定アクセスポイントとの間に設置さ
	れる電気通信回線
アクセスポイント	Global SASE Platform Service by Fortinetサービスを
	提供するためにGlobal SASE Platform Service by
	Fortinet取扱所に設置する電気通信設備
特定アクセスポイント	利用契約回線と特定取扱所交換設備との接続点
ユーザID	Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契
	約者を識別するための英字及び数字の組み合わせであっ
	て、 Global SASE Platform Service by Fortinet サービ
	ス契約者が Forti SASE を利用する際、当社が別に定める
	認証等を行うために、当社が Global SASE Platform
	Service by Fortinetサービス契約に基づいて当該Global
	SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者に割
0 / 0	り当てるもの
パスワード	ユーザIDを認証するための英字及び数字の組み合わせ
	であって、当該 Global SASE Platform Service by
1071117	Fortinet サービス契約者が当社に通知するもの
IPアドレス	インターネットプロトコルで定められているアドレス
契約者識別符号 	Global SASE ゲートウェイ契約者又は Forti SASE 契約者を
	識別するための英字及び数字の組み合わせであって、当社 が Clabal SASE だっしゅって まれれなける cartic SASE まれれに甘
	が Global SASE ゲートウェイ契約又は Forti SASE 契約に基
ニノわいフ	づいて当該契約者に割り当てるもの
ライセンス	当社から Forti SASE の提供を受けるための使用権であ
	って、契約者の請求に応じて当社が付与するもの

端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの種類

第4条 Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの種類 Global SASE Platform Service by Fortinet サービスには、次の種類があります。

	-
種類	内容
GlobalSASEゲートウェイ	Global SASE Platform Service by Fortinetサービスを
	提供するために使用する当社が設置する電気通信回線設
	備であって、SSLプロトコルによって設定された論理的
	通信路上で、Forti SASEに係る設備とそのGlobalSASEゲ
	―トウェイ契約者に係る利用契約回線とを接続するサー
	ビス
Forti SASE	インターネットに接続された端末設備がSSLプロトコル
	によって設定された論理的通信路を利用して接続するこ
	とで、当社が別に定めるセキュリティ機能を提供するこ
	とのできるサービス

- 第3章 Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの品目等
- 第5条 Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの品目等 Global SASE Platform Service by Fortinet サービスには、料金表 第2基本利用 料に定める品目又は通信の態様による細目等があります。
 - 第4章 Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの提供区間等
- 第6条 Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの提供区間 当社のGlobal SASE Platform Service by Fortinet サービスは 別記1に定める提 供区間において提供します。
- 第7条 Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの提供区域 当社は、当社が指定する Global SASE Platform Service by Fortinet サービス取 扱所において、Global SASE Platform Service by Fortinet サービスが利用できる 地域を閲覧に供します。

第5章 Global SASE ゲートウェイ契約

第8条 Global SASE ゲートウェイ契約の単位

当社は、1の契約者識別符号ごとに1のGlobalSASEゲートウェイ契約を締結します。この場合において、GlobalSASEゲートウェイ契約者は、1のGlobalSASEゲートウェイ契約につき1人に限ります。

2 当社は、1のGlobalSASEゲートウェイ契約ごとに1の利用契約者回線を割り当てます。

第9条 Global SASE ゲートウェイ契約の申込の方法

GlobalSASE ゲートウェイ契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うGlobal SASE Platform Service by For tinet サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) Global SASE ゲートウェイの品目等
- (2) アクセスポイントの所在場所
- (3) その他 Global SASE ゲートウェイ契約の申込みの内容を特定するための事項

第10条 Global SASE ゲートウェイの申込の承諾

当社は、Global SASE ゲートウェイ契約の申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、Global SASE ゲートウェイの提供に必要な電気通信設備に余裕がないときは、その申込の承諾を延期することがあります。
- 3 当社は、前二項の規定にかかわらず、次の場合には、その Global SASE ゲートウェイ 契約の申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 申込のあった Global SASE ゲートウェイを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) GlobalSASE ゲートウェイ契約の申込をした者が GlobalSASE ゲートウェイに係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) Global SASE ゲートウェイ契約の申込をしたものが当社の提供する電気通信サービスの利用を停止されたことがあるとき、又は当社が行う契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (4) Global SASE ゲートウェイ契約の申込をしたものがその申込にあたり虚偽の申告をしたとき、又はその申込の内容を確認するために当社が別に定める事項の提出を行わないとき。
 - (5) この約款の規定に反し、又は反することとなる恐れがあるとき。
 - (6) その他 Global SASE ゲートウェイに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第11条 Global SASE ゲートウェイ契約の最低利用期間

Global SASE ゲートウェイ契約には最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、Global SASE ゲートウェイの提供を開始した日から起算して 翌年の同じ暦日の前日までとします。

第12条 Global SASE ゲートウェイの品目等の変更

Global SASE サービス契約者は、Global SASE ゲートウェイの品目等の変更の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第 10 条 Global SASE ゲートウェイの申込の 承諾の規定に準じて取り扱います。

第13条 IPアドレスの数又は設定の変更等

Global SASE ゲートウェイ契約者は、IPアドレスの数又はその設定の変更の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、前条の規定に準じて取り扱います。

第14条 Global SASE ゲートウェイ契約に基づく権利の譲渡の禁止

GlobalSASE ゲートウェイ契約者が GlobalSASE ゲートウェイ契約に基づいて GlobalSASE ゲートウェイの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

第15条 GlobalSASE ゲートウェイ契約者が行う GlobalSASE ゲートウェイ契約の解除 GlobalSASE ゲートウェイ契約者は、GlobalSASE ゲートウェイ契約を解除しようとするときは、当社が指定する期日までに、あらかじめ、そのことを契約事務を行う GlobalSASE サービス取扱所に書面により通知していただきます。

第16条 破産等による Global SASE ゲートウェイ契約の解除

当社は、GlobalSASE ゲートウェイ契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその GlobalSASE ゲートウェイ契約を解除することがあります。

第17条 当社が行う Global SASE ゲートウェイ契約の解除

当社は、第30条 Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの利用停止の規定により GlobalSASE サービスの利用を停止された GlobalSASE ゲートウェイ契約者がなおその事実を解消しない場合は、その GlobalSASE ゲートウェイ契約を解除することがあります。

- 2 当社は、Global SASE ゲートウェイ契約者が第30条1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、Global SASE サービスの利用停止をしないでそのGlobal SASE ゲートウェイ契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前二項の規定により、その Global SASE ゲートウェイ契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことを Global SASE ゲートウェイ契約者に通知します。

第18条 その他の契約内容の変更

当社は、Global SASE ゲートウェイ契約者から請求があったときは、第9条 Global SASE ゲートウェイ契約の申込の方法第3号に規定する契約内容の変更を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第9条GlobalSASEゲートウェイ契約の申込の 方法の規定に準じて取り扱います。

第19条 その他の提供条件

GlobalSASE ゲートウェイ契約に係るその他の提供条件については、別記に定めるところによります。

第6章 Forti SASE 契約

第20条 Forti SASE 契約の単位

当社は、1の契約者識別符号ごとに1のForti SASE契約を締結します。この場合において、Forti SASE契約者は、1のForti SASE契約につき1人に限ります。

第21条 Forti SASE 契約の申込の方法

Forti SASE 契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う Global SASE Platform Service by Fortinet サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) Forti SASE ライセンス数
- (2) その他 Forti SASE 契約の申込みの内容を特定するための事項
- 2 当社は、前項に定める申込みにあたって、次のとおり、Forti SASE ライセンス数を制限します。

120 0. 7 0		
	Forti SASEライセンス数の制限	
上限		10, 000
下限		100

第22条 Forti SASE 契約の申込の承諾

当社は、Forti SASE 契約の申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その Forti SASE 契約の申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 申込のあった Forti SASE を提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) FortiSASE 契約の申込をした者が Forti SASE に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) FortiSASE 契約の申込をしたものが当社の提供する電気通信サービスの利用を 停止されたことがあるとき、又は当社が行う契約の解除を受けたことがあると き。
 - (4) Forti SASE 契約の申込をしたものがその申込にあたり虚偽の申告をしたとき、 又はその申込の内容を確認するために当社が別に定める事項の提出を行わな いとき。
 - (5) この約款の規定に反し、又は反することとなる恐れがあるとき。
 - (6) その他 Forti SASE に関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 3 当社は前三項の規定にかかわらず、別に定める特定事業者の規約等若しくは契約約款等の規定に同意しない場合又は特定事業者のプライバシーポリシーに同意しない場合には、そのForti SASE 契約の申し込みを承諾しません。

第23条 Forti SASE 契約の契約期間

Forti SASE 契約の契約期間は、その契約に基づいて当社が提供を開始した日(「契約期間の起算日」といいます。以下同じとします。)から起算して、翌年の同じ暦

日の前日(「契約期間の終了日」といいます。以下同じとします。)日までとします。

第24条 Forti SASE 契約の契約期間の更新

Forti SASE 契約者は、第23条 Forti SASE 契約の契約期間 に規定する Forti SASE 契約の契約期間の終了日の60日前までに当社所定の申込を行わなかった場合、Forti サービスの提供の継続を当社に請求したとみなします。

- 2 前項の場合において、当社は第22条 Forti SASE 契約の申込の承諾 の規定に基づいてその請求を取扱います。
- 3 前二項に基づき、当社が Forti SASE 契約の契約期間の終了後に Forti SASE 契約者に対して Forti SASE 契約の提供を継続する場合は、Forti SASE 契約の契約期間は前の契約期間の終了日の翌日から翌年の同じ暦日の前日までとします。

第25条 ライセンスの数の追加

第23条 Forti SASE 契約の契約期間又は第24条 Forti SASE 契約の契約期間の更新 に定める契約期間中に、Forti SASE 契約者は、ライセンスの数の追加を請求することができます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第22条 Forti SASE 契約の申込の承諾 の規定 に準じて取り扱います。
- 3 第1項に基づき追加されたライセンスの契約期間は、当該ライセンスに基づくサービスの提供が開始された日から第23条 Forti SASE 契約の契約期間又は第24条 Forti SASE 契約の契約期間の更新 に定める契約期間の終了日までとします。

第26条 ライセンスの数の削減

Forti SASE 契約者は、契約期間の更新時に限りライセンスの数の削減を行うことができます。ライセンスの数の削減を行う場合、第23条 Forti SASE 契約の契約期間 又は第24条 Forti SASE 契約の契約期間の更新に定める契約期間の終了日の60日前までに当社に請求していただきます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第22条 Forti SASE 契約の申込の承諾 の規定 に準じて取り扱います。
- 3 前二項に基づき削減したうえで更新するライセンスの契約期間は、当社は、第24条 Forti SASE 契約の契約期間の更新第3項の規定に準じて取り扱います。

第27条 その他の契約内容の変更

当社は、Forti SASE 契約者から請求があったときは、第21条 Forti SASE 契約の申込の方法第1項2号に規定する契約内容の変更を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第22条 Forti SASE 契約の申込の承諾の規定 に準じて取り扱います。

第28条 その他の提供条件

Forti SASE 契約に基づく権利の譲渡の禁止、Forti SASE 契約者が行う Forti SASE 契約の解除、破産等による Forti SASE 契約の解除、当社が行う Forti SASE 契約の解除については、GlobalSASE ゲートウェイ契約の場合に準じて取り扱います。

2 Forti SASE 契約に係るその他の提供条件については、別記に定めるところによります。

第7章 利用中止等

- 第29条 Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの利用中止
 - 当社は、次の場合には、Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの利用を中止することがあります。
 - (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第31条 通信利用の制限等の規定により、通信利用を中止するとき。
 - 2 当社は、前項の規定により Global SASE Platform Service by Fortinet サービス の利用を中止するときは、あらかじめ、そのことを Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

第30条 Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの利用停止

当社は、Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内で当社が定める期間(その Global SASE Platform Service by Fortinet サービスに係る料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなった Global SASE Platform Service by Fortinet サービスに係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務(当社の契約約款等の規定により支払いを要することとなった電気通信サービスに係る料金(当社が Global SASE Platform Service by Fortinet サービスに係る料金として料金月単位で一括して請求するものに限ります。)を含みます。)をいいます。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、その Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者が当社と契約を締結している他の電気通信サービス(他の Global SASE Platform Service by Fortinet サービスを含みます。以下本条において同じとします。)又は締結していた他の電気通信サービスに係る料金等その他の債務(その契約により支払いを要することとなったものをいいます。)について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (3) 第 44 条 利用に係る Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者の義務 の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (4) 前各号のほか、この約款の規定に反する行為であって、Global SASE Platfor m Service by Fortinet サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- 2 当社は、複数の Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約を締結している Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者が、そのいずれかの Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約において、第44条の規定に違反したと当社が認めたときは、6ヶ月以内で当社が定める期間、その全ての Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約に係る Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約に係る Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの利用を停止することがあります。

3 当社は、前二項の規定により Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの利用停止をするときは、あらかじめ、その理由、利用停止をする日及び期間を Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者に通知します。ただし、第1項第3号又は前項の規定により Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの利用停止をする場合は、この限りではありません。

第8章 通信利用の制限等

第31条 通信利用の制限等

通信が著しくふくそうしたとき、又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

- 2 通信のふくそうを発生させることにより、Global SASE Platform Service by Fortinet サービスを利用するものの当該利用に対し重大な支障を与える、又は与えるおそれのある態様において、その通信を行う回線の通信速度を制限することがあります。
- 3 当社は、第三者の違法又は公序良俗に反する態様な通信により、Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者の通信又は当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、当社が必要と認める限度で、Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者の Global SASE Platform Service by Fortinet サービスに係る通信の利用を制限又は中止する措置を執ることがあります。

第9章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

第32条 料金及び工事に関する費用

当社が提供する Global SASE Platform Service by Fortinet サービスに係る料金は、基本利用料(料金表 第 2 基本利用料 に定める料金をいいます。以下同じとします。)、契約解除料(料金表 第 4 契約解除料 に定める料金を言います。以下同じとします。)、附帯サービスに関する料金等(料金表 第 5 附帯サービスに関する料金等に定める料金をいいます。以下同じとします。)とし、料金表に定めるところによります。

2 当社が提供する Global SASE Platform Service by Fortinet サービスに係る工事に関する費用は、工事費(料金表 第 3 工事費 に定める工事に関する費用をいいます。以下同じとします。)とし、料金表に定めるところによります。

第2節 料金の支払義務

第33条 定額利用料の支払義務

Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者は、その Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約に基づいて当社が Global SASE Plat form Service by Fortinet サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約の解除があった日の属する料金月の末日まで (Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約の解除があった日が料金月の初日である場合は解除があった日の前日まで)の期間について、当社が提供する Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの態様に応じて、定額利用料(料金表 第 2 基本利用料に定める料金のうち、定額料金であるものをいいます。以下同じとします。)の支払いを要します。ただし、この約款又は料金表に特段の定めがある場合は、この限りでありません。

- 2 前項の期間において、利用停止等により Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者が Global SASE ゲートウェイを利用することができない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。
 - (1) GlobalSASE ゲートウェイ契約の利用中止及び利用停止があったときは、Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者は、その期間中の GlobalSASE ゲートウェイ契約に係る定額利用料の支払いを要します。
 - (2) 前号の規定によるほか、Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者は、次の場合を除いて、Global SASE ゲートウェイを利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区	別	支払いを要しない料金
1 Global SASE Plat	form Service by	そのことを当社が知った時刻以後の利用で
Fortinetサービス	契約者の責めによら	きなかった時間(24時間の倍数である部分に
ない理由により、	lobalSASEゲートウ	限ります。)について、24時間ごとに日数を

ェイ契約を全く利用できない状態 (GlobalSASEゲートウェイ契約に係る電 気通信設備による全ての通信に著しい 支障が生じ、全く利用できない状態と 同程度の状態となる場合を含みます。 以下この表において同じとします。)が 生じた場合(2欄から4欄までに該当する 場合を除きます。)に、そのことを当社 が知った時刻から起算して24時間以上 その状態が連続したとき。 計算し、その日数に対応するGlobalSASEゲートウェイ契約に係る定額利用料

2 当社の故意又は重大な過失により、そのGlobalSASEゲートウェイ契約を全く利用できない状態が生じたとき。

そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するGlobalSASEゲートウェイ契約に係る定額利用料

- 3 第1項の期間において、Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者が Forti SASE 契約を利用できない状態(その Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者の責めによらない理由により、Forti SASE 契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態及び特定事業者の故意又は過失により、その Forti SASE 契約を全く利用できない状態を含みます。)が生じた場合であっても、その Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者は、その期間中の Forti SASE 契約に係る定額利用料の支払いを要します。
- 4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第34条 工事に関する費用の支払義務

Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者は、工事に関する費用を要する申込又は請求をし、その承諾を受けたときは、工事費若しくは附帯サービスに関する料金等の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があったときは、この限りでありません。この場合において、既にその工事に関する費が支払われているときは、当社は、その工事に関する費用を返還します。

- 2 Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者は、工事の着手後完了前に解除等があったときは、前項の規定にかかわらず、解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。
- 第35条 Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者に係る契約解除料の 支払義務

Forti SASE 契約者は、更新日以外の日に契約の解除があったときは、当社が定める期日までに、料金表 第4 契約解除料に規定する料金の支払いを要します。

2 Global SASE ゲートウェイ契約者は第 11 条 Global SASE ゲートウェイ契約の最低利用期間 に定める最低利用期間内に Global SASE ゲートウェイ契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表 第 4 契約解除料に規定する料金の支払いを要します。

第3節 料金の計算方法等

第36条 料金の計算方法等

料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表第1通則に 定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

第37条 割増金

Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第38条 延滞利息

Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者は、料金その他の債務 (延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年 14.5%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りでありません。

第10章 保守

- 第39条 Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者の切分責任 Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者は、当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者に係る電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。
 - 2 当社は、当社の電気通信設備に故障がないと判定した場合において、Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因がGlobal SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者に係る電気通信設備にあったときは、Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、上記の費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第11章 損害賠償

第40条 責任の制限

当社は、Global SASE Platform Service by Fortinet サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供を行わなかったときは、その Global SASE Platform Service by Fortinet サービスが全く利用できない状態(当該 Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、当該 Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者の損害を賠償します。

- 2 第1項の場合において、当社は、Global SASE Platform Service by Fortinet サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該 Global SASE Platform Service by Fortinet サービスに係る料金表第2基本利用料に定める定額利用料の合計額を料金表通則の規定に準じて算出のうえ、合算した金額を賠償額の上限とし、Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者から賠償の請求があった場合に限って賠償します。
- 3 第2項の規定にかかわらず、当社が賠償する金額は料金表 第2 基本利用料に定める料金の12料金月分に相当する額を超えないものとします。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、損害賠償の取扱いに関し、料金表第2基本 利用料に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第41条 免責

当社は、Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの内容及び実施結果について、その完全性、正確性、確実性又は有用性等につき、いかなる保証も行わないものとし、当社に故意又は重過失がある場合を除き、Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの利用により生じた結果に対する損害賠償その他何らの責任も負いません。

- 2 当社は、Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの利用によりデータ が滅失し、既存し、漏洩し、又は本来の利用目的以外に使用されたことにより発生 する損害については、当社に故意又は重過失がある場合を除き、責任を負わないも のとします。
- 3 当社は、Global SASE Platform Service by Fortinet サービスに係る設備その他の 電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害 を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠 償しません。ただし、当社に故意又は重過失がある場合には、この限りではありま せん。
- 4 Global SASE Platform Service by Fortinet サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

第12章 附帯サービス

第42条 附帯サービス

Global SASE Platform Service by Fortinet サービスなどに関する附帯サービスの取扱いについては、別記に定めるところによります。

第43条 承諾の限界

当社は、Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした Global SAS E Platform Service by Fortinet サービス契約者にお知らせします。

- 第44条 利用に係る Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者の義務 Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者は、次のことを守っていただきます。
 - (1) 当社が Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りでありません。
 - (2) 故意に電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (3) 故意に多数の不完了通信を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
 - (4) 当社が Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
 - (5) ユーザID又はパスワードについて、善良な管理者の注意をもって管理することとし、これらの不正使用が想定される事態を発見したときは、そのことをすみやかに契約事務を行うGlobal SASE Platform Service by Fortinet サービス取扱所に届け出ること。
 - (6) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、Global SASE Platform Service by F ortinet サービスを利用しないこと。
 - (7) Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者は、Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの全部又は一部を Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者以外の者に使用させる場合は、本約款に規定される Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者の義務と同等の義務をその Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者以外の者にも負わせること。
 - (8) Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者は、Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの全部又は一部を Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者以外の者に使用させる場合は、その Global SASE Platform Service by Fortinet サービスを使用する者の行為についても、当社に対して責任を負うこと。

- 2 当社は、Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者の行為が別記 5 に定める禁止行為のいずれかに該当すると判断した場合は、前項第 6 号の義務に違反したものとみなします。
- 3 Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者は、前二項の規定に違反して Global SASE Platform Service by Fortinet サービス網に係る電気通信設備を毀損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- 第45条 Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者の情報の取得 Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者は、Global SASE Platform Service by Fortinet サービス提供にかかわるものの氏名若しくは名称、電気通信番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を当社が取得することを承諾するものとします。
- 第46条 Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者に係る情報の利用 当社は、前条に定める Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約 者に係る情報を、当社の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、 料金の適用又は料金の請求その他の当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必 要な範囲(業務の遂行上必要な範囲での利用には、Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供す る場合を含みます。)で利用します。
 - 2 前条及び前項に定めるほか、Global SASE Platform Service by Fortinet サービスに関して取得した Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者に関する情報の取扱いについては、別途特定事業者のプライバシーポリシー又は当社の定める「KDDDIプライバシーポリシー(https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/privacy/)」が適用されます。

第47条 法令に規定する事項

Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項について、別記にあるとおり取り扱います。

第48条 閲覧

この約款及び料金表において、別に定めることとしている事項については、当社は、 閲覧に供します。

別記

1 Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの提供区間 当社の Global SASE Platform Service by Fortinet サービスは下記の区間において提供します。

区 分		提	供	区	間
GlobalSASEゲートウ	ェイ フ	アクセスポイン	トと特定アク	セスポイント	との間
Forti SASE	7	アクセスポイン	ト(本邦内に記	设置されてい _。	るものに限ります
)	相互間			

- 2 利用契約回線との接続ができる当社の特定取扱所交換設備に係る電気通信サービス
 - (1) 第4種IPVPNサービス
 - (2) ワイドエリアバーチャルスイッチサービス
- 3 Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者の地位の承継相続又は法人の合併若しくは分割により Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、すみやかに契約事務を行う Global SASE Platform Service by Fortinet サービス取扱所に届け出ていただきます。
- 4 Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者の氏名等の変更
 - (1) Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先等に変更があったときは、そのことをすみやかに、契約事務を行う Global SASE Platform Service by Fortinet サービス取扱所に届け出ていただきます。
 - (2) 当社は、(1)の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
 - (3) 当社がこの約款に規定する通知は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。
- 5 Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者の禁止行為 Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者は、Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。
 - (1) 通信の伝送交換に妨害を与える行為、その他自己以外の者の電気通信設備等の利用 若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
 - (2) 本人の同意を得ずに広告、宣伝又は勧誘の文書等を送信し、記載し、又は掲載する 行為
 - (3) 自己以外の者が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある文書等を送信し、記載し、又は掲載する行為
 - (4) 自己以外の者になりすまして各種サービスを利用する行為
 - (5) 自己以外の者の知的財産権(特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等)その他 の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為

- (6) 自己以外の者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれ のある行為
- (7) 自己以外の者を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (8) 猥褻若しくは児童ポルノ又は児童虐待等、児童及び青少年に悪影響を及ぼす画像、 音声、文字又は文書等を送信、記載又は掲載する行為
- (9) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (10) 連鎖販売取引(マルチ商法)に関して法令に違反する行為
- (11) Global SASE Platform Service by Fortinet サービスにより利用しうる情報を改ざ んし、又は消去する行為
- (12) 有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
- (13) 売春行為、暴力行為、残虐な行為等、公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為又はそのおそれのある行為
- (14) 犯罪行為又は犯罪行為を誘発し、若しくは扇動する行為又はそのおそれのある行為
- (15) その他法令又はこの約款等に違反する行為又はそのおそれのある行為
- (16) (1) から(15) までの規定のいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する 行為

6 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和 60 年郵政省令第 30 号)に適合するよう維持します。

7 支払証明書の発行

- (1) 当社は、Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者から請求があったときは、その契約者に係る Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約の支払証明書を発行します。
- (2) Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者は、前項の請求をし、 その承諾を受けたときは、料金表 第5 附帯サービスに関する料金等 に定める発行 手数料を支払っていただきます。

料金表

第1 通則

1 料金等の設定

- (1) 当社は、月額料金(定額利用料のうち、月額で定められている料金をいいます。以下同じとします。)は、料金月に従って計算します。
- (2) 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。
- (3) 当社は、料金その他の計算については、税抜価格(消費税相当額を含まない価格をいいます。以下同じとします。)により行います。

2 月額料金の日割り

当社は、第33条 定額利用料の支払義務第2項第2号の表の規定に該当する場合に限り、月額料金をその利用日数に応じて日割りします。

3 端数処理

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てます。ただし、この料金表に特段の定めがある場合は、この限りでありません。

4 料金等の支払い

- (1) Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
- (2) 料金及び工事に関する費用は、支払い期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- (3) 当社は、支払われた金額について、その充当すべき料金等の指定がないときは、当社が別に定める順序で充当します。

5 少額料金の翌月払い

当社は、当該月に請求すべき料金の総額が税抜価格 1,000 円未満である場合は、その月に請求すべき料金を翌月に請求する料金に合わせて請求することがあります。

6 料金の一括後払い

当社は、5 の場合のほか、当社に特別の事情がある場合は、Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者の承諾を得て、2 か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

7 消費税相当額の加算

第 33 条 定額利用料の支払義務及び第 34 条工事に関する費用の支払義務の規定その他この約款の規定により、支払いを要するものとされている料金又は工事に関する費用の額は、この約款に定める税抜価格に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。ただし、料金表 第 2 基本利用料 2 料金額 (1) GlobalSASE ゲートウェイ ア基本額に係るもの 0 (イ) 本邦外に係るもの 、同 第 3 工事費 ア GlobalSASE ゲートウェイに係る工事 (イ) 本妨害に係るもの及び第 4 契約解除料に規定する料金の支払いについては、この限りではありません。

8 料金等の臨時減免

- (1) 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、約款の定めにかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。
- (2) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の Global SASE Platform Service by Fortinet サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

9 料金等の請求

Global SASE Platform Service by Fortinet サービスに係る料金その他の債務の請求については、この約款のほか、当社が別に定めるところによります。

第2 基本利用料

1 適用

基本利用料の適用については、第33条 定額利用料の支払義務の規定のほか、次のとおりとします。

りとします。			
区 分	þ	3	容
(1) GlobalSASEゲー	ア 当社は、Globals	SASEゲートウェイ契約に係	系る料金額を適用する
トウェイ契約に	にあたって、以 ⁻	下のとおり、品目等を定と	めます。
おける品目に係	品目	内	容
る料金の適用	5Mb/s	5Mbit/sの符号伝送が可	能なもの
	10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が同	可能なもの
	20Mb/s	20Mbit/sの符号伝送が同	可能なもの
	30Mb/s	30Mbit/sの符号伝送が同	可能なもの
	40Mb/s	40Mbit/sの符号伝送が可	可能なもの
	50Mb/s	50Mbit/sの符号伝送が同	可能なもの
	80Mb/s	80Mbit/sの符号伝送が同	可能なもの
	100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が	可能なもの
	200Mb/s	200Mbit/sの符号伝送が	可能なもの
	イ 当社は、5Mb/sの	品目は本邦外に係るもの	(シンガポールに限り
	ます。)に限り		
(2) GlobalSASEゲー	GlobalSASEゲートウ	ェイ契約者は、品目の変]	更を行ったときは、変
トウェイにおけ	更後の品目に係る基	本料金を品目の変更を行	った日が属する料金月
る品目の変更に	の翌料金月の初日か	ら適用します。	
係る基本利用料			
の適用			
(3) Forti SASEに係		-ビスの基本利用料は、そ	
る基本利用料の	1 - 1	料金額 (2) Forti SASE [·]	ア に定める料金額を積
算定	算して得た額と	• •	
		約者は、第25条 ライセン	
		スの数の削減 に基づきう	
		ライセンスの変更」と言	—
		ライセンスの数に基づく	
		日が属する料金月の翌料	金月の初日から適用し
	ます。		

2 料金額

(1) Global SASE ゲートウェイア 基本額に係るもの

(ア) 本邦内に係るもの

定額利用料

1利用契約回線ごとに月額

建筑机工作	「利用矢物固線とこに万段」
単 位	料金額
	(税抜価額
	(税込価格))
10M b ∕ s	350, 000 円
	(385,000円)
20M b ∕ s	400,000円
	(440,000円)
30M b ∕ s	450,000円
	(495, 000円)
40M b ∕ s	500,000円
	(550, 000円)
50M b ∕ s	550,000円
	(605, 000円)
80M b ∕ s	700, 000 円
	(770, 000円)
100M b ∕ s	900, 000 円
	(990,000円)
200M b ∕ s	1, 400, 000 円
	(1,540,000円)

(イ) 本邦外に係るもの

シンガポール

定額利用料

1利用契約回線ごとに月額

AC 113 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	「初月久初日禄ここで月頃
単 位	料金額
5M b ∕ s	450,000円
10M b ∕ s	500,000円
20M b ∕ s	550,000円
30M b ∕ s	600,000円
40M b ∕ s	650, 000 円
50M b ∕ s	700,000円
80M b ∕ s	850,000円
100M b / s	1,050,000円

(2) Forti SASE

ア 基本額に係るもの

定額利用料 1ID ごとに月額

70.000	
単位	料金額
	(税抜価額
	(税込価格))
ライセンス	950 円
	(1,045円)

第3 工事費

1 Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約に係るもの

(1) 適用

Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約に係る工事費の適用については、第34条 工事に関する費用の支払義務 の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	内	容	
ア GlobalSASEゲ	GlobalSASEゲートウェイ契	B約者は、 GlobalSASEゲートウェイ契約	
ートウェイに係	の申込みの請求をし、その)承諾を受けたときは、1の申込みごとに	
る工事費の適用	契約初期費用に係る工事費	の支払いを要します。	
イ Forti SASEに	Forti SASE契約者は、 Forti SASE契約の申込みの請求をし、その		
係る工事費の適	承諾を受けたときは、次表に定める工事の区分に応じて、1の申込		
用	みごとに工事費の支払いを要します。		
	工事費の区分	適用	
	(ア) 契約初期費用	Forti SASE 契約の申込みを行う場合に	
		適用する工事費	
	(イ) 契約変更費用	Forti SASE 契約の変更 (Global SASE	
		Platform Service by Fortinet サービ	
	スの提供にかかわるものの氏名若しく		
	は名称、電気通信番号、住所若しくは居		
	所又は請求書の送付先等の情報の変更		
		は除きます。)を行う場合に適用する工	
		事費	
	(ウ) 初期設定費用	Forti SASE の利用開始に伴い Global	
		SASE Platform Service by Fortinet #	
		一ビス網に設定を要する場合に適用す	
		る工事費	

(2) 工事費の額

ア Global SASE ゲートウェイに係る工事費

(ア) 本邦内に係るもの

	工事費の額
単位	((税抜価格
	(税込価格))
1 の申込みごとに	50,000円
	(55,000円)

(イ) 本邦外に係るもの

シンガポール

	工事費の額
単位	((税抜価格
	(税込価格))
1の申込みごとに	50,000円

イ Forti SASEに係る工事費

区 分	単位	工事費の額 (税抜価格 (税込価格))
契約初期費用	1の申込みごとに	10,000円 (11,000円)
契約変更費用	1の申込みごとに	10, 000 円 (11, 000 円)
初期設定費用	1の申込みごとに	100, 000 円 (110, 000 円)

第4 契約解除料

1 適用

契約解除料の適用については、第35条 Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者に係る契約解除料の支払義務 の規定によるほか、次のとおりとします。

·	契約解除料の適用		
Forti SASE契約に	Forti SASE契約者は、第23条Forti SASE契約の契約期間又は第24条		
係る契約解除料の	Forti SASE契約の契約期間の更新に定める期間内にForti SASE 契約		
適用	の解除があったときは、その契約に係る基本利用料の合計額に、契		
	約の解除日の翌料金月の初日からその契約期間の終了日が属する料		
	金月の末日までの残余の期間に対応する料金月数を乗じて得た額を		
	、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。		
GlobalSASEゲート	GlobalSASEゲートウェイ契約者は、第11条 GlobalSASEゲートウェ		
ウェイに係る契約	イ契約の最低利用期間に定める最低利用期間内にGlobal SASE		
解除料の適用	Platform Service by Fortinetサービス契約の解除があったときは		
	、その契約に係る基本利用料の合計額に、契約の解除日の翌料金月		
	の初日から最低利用期間の終了日が属する料金月の末日までの残余		
	の期間に対応する料金月数を乗じて得た額を、当社が定める期日ま		
	でに一括して支払っていただきます。		

第5 附帯サービスに関する料金等

1 支払証明書の発行手数料

(1) 適用

支払証明書の発行手数料の適用については、別記7支払証明書の発行の規定によるほか、次のとおりとします。

	内容
支払証明書の発行手	Global SASE Platform Service by Fortinetサービス契約者は、
数料の適用	(2)料金額の規定にかかわらず、当社が別に定める頻度又は態様
	等により支払証明書の発行の請求を行った場合を除き、支払証明
	書発行手数料の支払いを要しません。

(2) 料金額

区分	単 位	料 金 額 (税抜価格(税込価格))
支払証明書発行手数 料	支払証明書の発行1回ごとに	400 円 (440 円)

備考

支払証明書の発行を受けようとするときは、上記手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。

附則

(実施時期)

この改正規定は、令和5年7月24日から実施します。